

就 業 承 諾 書

私は、公益社団法人新潟市シルバー人材センターへ入会を申込するにあたり、次の事項を承諾するとともに、これを厳守し、貴シルバー人材センターの事業発展に貢献するよう努力いたします。

記

1. 貴シルバー人材センターの基本理念、目的、趣旨に賛同し、貴シルバー人材センターの定款、会員就業規程その他諸規程を厳守すること。
2. シルバー人材センターの業務は、臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係わる就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢退職者等のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供することと理解し、就業に際しての条件（会員業務委託料、就業時間、仕事の内容等）はセンターと発注者が協議して決定したものに従い、これらのことについて発注者と直接交渉しないこと。
3. 入会しても、すぐに就業できるとは限らないこと。
4. 会員と発注者あるいはセンターとの間には、雇用関係が成立しないので、労働基準法等の労働関係諸法規及び労働保険（労働者災害補償保険、雇用保険等）、社会保険（健康保険、厚生年金保険等）の適用がないこと。但し、就業中および就業途上の事故等については「団体傷害保険」及び「賠償責任保険」が適用となること。
5. 就業先において、シルバー人材センターから提供された業務以外に従事することなく、常に安全・適正就業に心掛け、傷害、損害事故等をおこさないよう十分注意すること。なお、センターから提供された業務以外を行ったときに発生した事故については、上記保険の適用にはならないこと。
6. 会員の故意又は重大な過失又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償保険が発生したときなど、「団体傷害保険」及び「賠償責任保険」で担保できない賠償は会員が負うものとする。
7. 仕事上知り得たことは他言しないこと。
8. ハラスメントはしないこと。